

令和6年度 子ども・子育て支援関係 予算案の状況

こどもまんなか
こども家庭庁

令和6年度 ことども家庭庁予算の全体像

- 令和6年度のことども家庭庁予算は、「ことども未来戦略」に基づくことども・子育て政策の抜本的な強化に向け、大きな一歩を踏み出す予算。
- 一般会計と特別会計の合計は、前年度比0.5兆円増（+10%）の5.3兆円。
- これに育児休業給付の令和4年度からの増分を加えた額は、令和4年度のことども家庭庁予算（4.7兆円）との比較で0.7兆円の増加（+15%）。

（注）労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付は、2025年度に、ことども家庭庁の下に創設されることども・子育て支援特別会計（仮称）に統合。

（参考）ことども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

Ⅲ-3. ことども・子育て予算倍増に向けた大枠

○ また、「加速化プラン」を実施することにより、国のことども家庭庁予算（2022年度4.7兆円）は約5割増加すると見込まれる。

区 分	令和5年度予算	令和6年度予算	対前年度比
一 般 会 計	39,691億円	41,457億円	+1,766億円
年金特別会計 子ども・子育て支援勘定 ^(注1)	8,413 億円	11,375億円	+2,962億円
合計	48,104億円	52,832億円	+4,728億円

（参考）

育児休業給付 （労働保険特別会計雇用勘定）	7,625億円	8,555億円	+931億円
--------------------------	---------	---------	--------

（注1）一般会計からの繰入れを除いた計数。

（注2）令和4年度予算のことども家庭庁予算は4兆6,871億円、育児休業給付の予算は7,300億円。

（注3）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

（注4）上記の金額にはデジタル庁一括計上予算は含まれていない。

（注5）計数整理の結果、異動を生じることがある。

令和6年度予算における加速化プランの主な施策

▶ 令和6年度予算における加速化プランの主な施策は以下のとおりであり、同プランによる令和6年度までの充実額は累計0.8兆円程度（国・地方の事業費ベースで1.1兆円程度）。

（注）他省庁分を加えると国・地方の事業費ベースで1.3兆円程度。

主な施策	令和6年度予算額（対前年度比）
①児童手当の抜本的拡充 ・所得制限の撤廃、高校生年代への支給対象拡大、第3子以降3万円	・児童手当等交付金 1兆5,246億円（+3,047億円）
②出産・子育て応援交付金（経済的支援） ・妊娠届時5万円相当、出産届時5万円相当の経済的支援（委託費含む）	・出産・子育て応援交付金 624億円（+254億円）
③出産・子育て応援交付金（伴走型相談支援） ・妊娠から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、ニーズに応じた支援につなげる	
④高等教育費の負担軽減 ・対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大	・大学等修学支援費 5,438億円（+127億円）
⑤4・5歳児の職員配置基準の改善 ・30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける	・子どものための教育・保育給付交付金 1兆6,617億円（+669億円）
⑥保育士等の処遇改善 ・令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施（人件費の改定率は+5.2%）	
⑦放課後児童クラブの常勤職員配置の改善 ・常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額を創設	・子ども・子育て支援交付金 2,074億円（+228億円）
⑧多様な支援ニーズへの対応 ・こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進 ・児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援 ・障害児支援、医療的ケア児支援等	・児童扶養手当 1,493億円（+7億円） ・児童保護費負担金 1,438億円（+90億円） ・障害児入所給付費等負担金 4,690億円（+207億円） 等

（注1）予算額は一般会計と特別会計の合計。

（注2）加速プランによる充実額は上記の内数。

（注3）他省庁分としては、多様な支援ニーズへの対応の厚労省計上分（こどもの補装具費支給制度等）、育休給付の増等がある。

令和6年度 ことば家庭庁関連予算のポイント

計数は令和6年度当初予算案、()内は令和5年度当初予算額

1. こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

(1) こどもまんなか社会の実現 6億円(5億円)

- ▶こども・若者の意見聴取と政策への反映
- ▶こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- ▶こども政策DX推進体制強化事業

2. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

(1) 地域の実情や課題に応じた少子化対策 10億円(10億円)

- ▶地域少子化対策重点推進交付金

(2) 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援 786億円(532億円)

- ▶妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施(出産・子育て応援交付金)
- ▶産後ケア事業の実施体制の強化
- ▶基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援

(3) 高等教育の無償化 5,438億円(5,311億円)

- ▶高等教育の修学支援新制度の実施

3. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

(1) 総合的な子育て支援 3兆8,169億円(3兆4,115億円)

- ▶児童手当の抜本的拡充
- ▶4・5歳児の職員配置基準の改善
- ▶保育士等の処遇改善
- ▶保育の受け皿整備・保育人材の確保

(2) 地域の子ども・子育て支援 2,284億円の内数(2,073億円の内数)

- ▶放課後児童クラブの受け皿整備の推進
- ▶放課後児童クラブの常勤職員配置の改善
- ▶病児保育の基本単価分の引上げ
- ▶「こども家庭センター」の全国展開に向けた取組

4. 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

(1) こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等 1,673億円(1,665億円)

- ▶児童扶養手当の拡充(所得制限の見直し、多子加算の増額)
- ▶児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和
- ▶ひとり親家庭の就業支援・自立支援の強化
- ▶養育費確保支援の強化

(2) 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等 3,829億円の内数(3,538億円の内数)

- ▶「こども家庭センター」の全国展開に向けた取組(再掲)
- ▶一時保護施設や児童養護施設等の環境改善
- ▶こども若者シェルターの確保による相談支援等の実施
- ▶家庭養育環境を確保するための里親委託等の推進
- ▶支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援
- ▶ヤングケアラー相談支援体制の充実

(3) 障害児・医療的ケア児支援等 4,989億円の内数(4,813億円の内数)

- ▶質の高い支援の提供
- ▶地域社会の参加・包摂の推進
- ▶地域の支援体制の強化

(4) こどもの自殺対策 0.6億円(0億円)

- ▶「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進

(注) デジタル庁一括計上予算を含む。

令和6年度当初予算案の概要

<主要事項>

第1 こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

- 1 こどもまんなか社会の実現

第2 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 1 地域の実情や課題に応じた少子化対策
- 2 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援
- 3 高等教育の無償化

第3 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 1 総合的な子育て支援
- 2 地域の子ども・子育て支援
- 3 こどもの安全・安心

第4 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 1 こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等
- 2 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等
- 3 障害児・医療的ケア児支援等
- 4 こどもの自殺対策

第1 こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

計数は令和6年度予算案、()内は令和5年度当初予算額
[]は令和5年度補正予算に計上された事項
6億円 (5億円)

「こどもまんなか社会」の実現のため、こども・若者の意見聴取と政策への反映等を進めつつ、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革等を進める。あわせて、こども政策DXを推進するための基盤強化やこどもデータ連携を推進し、これらを通じて強い司令塔機能を発揮するとともに、常にこどもの視点に立った施策の企画立案・実施に取り組む。

1 こどもまんなか社会の実現

6億円 (5億円)

(1) こども・若者の意見聴取と政策への反映等【拡充】

① こども・若者意見反映推進事業【拡充】

- ・政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、対面、オンライン会議、チャット、Webアンケート及び施設等に出向いて意見を聴く方法などの多様な手法を組み合わせ、こどもの声を引き出すファシリテーター等を活用しながら、本事業に登録したこども・若者（通称：ぷらすメンバー）からの意見聴取を実施し、政策に反映し、フィードバックに繋げる。また、施設等に出向いて意見を聴く手法について、令和5年度に実施する、乳幼児や障害児といった多様なこども若者から意見を聴く在り方についての調査研究の結果を受けた拡充を行う。

【令和5年度補正予算】

(2) こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 6億円

※一部経費は令和6年度予算案に計上

- ・「こどもまんなか」社会の実現に向け、こどもや子育てにやさしい社会づくりのための意識改革として「こどもまんなかアクション」を展開する。併せて、若い世代の結婚や子育てに対する不安解消のための機運醸成に取り組む。また、国民のニーズを踏まえた施策を進めるための戦略的広報を推進する。

【令和5年度補正予算】

(3) 自治体こども計画策定支援事業 1億円

- ・自治体が行う、自治体こども計画の策定に向けた実態調査や、調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定を自治体こども計画策定支援事業補助金により支援する。
※一部経費は令和6年度予算案に計上
- ・自治体こども計画の策定を促進するため、計画策定に係る効果的なプロセスを含め、地域の実情に合わせて自治体が柔軟に作成できるよう、様々な自治体規模に合わせたモデルを調査し、好事例の横展開を図る。

【令和5年度補正予算】

(4) こども政策DX見本市開催事業 1億円

- ・地方自治体等がこども政策DXや業務のデジタル化・ICT化を効果的に進められるよう、高度な専門性や人的資源を豊富に有する質の高い事業者を選定できる場を提供するため、「こども政策DX見本市」を開催する。見本市の開催により、先進事例等の効率的な横展開を進めるとともに、こども・子育て分野におけるデジタル技術・サービスを提供する事業者と地方自治体等との協働・連携を推進し、こどもや子育て中の方々の利便性向上と子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減を図る。

(5) こども政策DX推進体制強化事業【新規】

- ・子育てに係る各種手続き及び母子保健のデジタル化等を始めとしたデジタル技術の活用を進めるため、セキュリティ対策や中長期を考慮した戦略的な計画の策定等の業務について、専門技術及び知見を持つ事業者の支援によりDX推進体制の強化を図る。

(6) こども家庭庁ウェブサイトの充実【新規】

※デジタル庁一括計上予算

- ・こども家庭庁の役割やその施策、こどもの権利利益等について、特に小学生から中学生に対して、分かりやすく伝え、相談窓口等を容易に検索できる等のコンテンツを備えたこども向けWEBサイトを運営するなど、WEBサイトの充実を図る。

【令和5年度補正予算】

(7) こどもデータ連携に係る実証事業 5億円

- ・地方公共団体における、こどもや家庭に関する教育や福祉等のデータを分野を越えて連携させることを通じて、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組（こどもデータ連携）の実証事業を実施する。

6,234億円（5,853億円）

我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が取り組む結婚に対する取組、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組を支援する。また、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法及び母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 地域の実情や課題に応じた少子化対策

10億円（10億円）

【令和5年度補正予算】

※令和6年度予算案に10億円を計上

(1) 地域少子化対策重点推進交付金 90億円

- ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援するとともに、結婚に伴う新生活を経済的に支援する結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）の取組を支援する。

2 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援

786億円（532億円）

(1) 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施（出産・子育て応援交付金）

- ・「こども未来戦略」を踏まえ、市町村の創意工夫により、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を着実に実施する。

【令和5年度補正予算】

出産・子育て応援交付金調査研究委託費 1億円

出産・子育て応援交付金について、給付金の支給状況や伴走型相談支援の相談記録等を自治体間で情報連携するためのシステムの仕様書を作成する。

(2) 産後ケア事業の実施体制の強化【拡充】

- ・退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業について、ユニバーサル化を進める中で支援の必要性の高い利用者に対しても適切なケアを行うことができるよう、当該利用者を受け入れた施設への加算の創設を行う（併せて補助上限額の6か所上限を撤廃する）。

(3) 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援【新規】

- ・基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する薬に関する相談について、性と健康の相談センターが都道府県内の妊娠と薬情報センターの拠点病院に相談業務を委託し、その拠点病院に相談した際の費用の補助を行う。

(4) 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設を利用する際の交通費等支援【新規】

- ・地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。

(5) 妊婦訪問支援事業【新規】（※安心こども基金により実施していた事業を引き続き実施するもの）

- ・妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握するとともに、妊婦の状況に応じて必要な支援につなげる。

(6) 成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業【新規】

- ・成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等を効果的に実施するため、厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立成育医療研究センターにおける成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進する。

(7) 死産・流産等を経験された方や不妊症・不育症に対する相談支援等

- ・医療機関や、相談支援等を行う地方自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。

【令和5年度補正予算】

乳幼児健診等の推進 25億円

- ・「1か月児」及び「5歳児」健診について、全国の自治体での実施を目指して支援を行うとともに、「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。

妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業 1億円

- ・都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る精神科医療機関等に、コーディネータを配置し、各精神科医療機関や市町村等の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る。

母子保健デジタル化実証事業 8億円

- ・マイナンバーカードを活用した母子保健のデジタル化に向け、2023年度中に構築する母子保健情報等の情報連携基盤（Public Medical Hub）の機能追加・拡充を目指し、住民、医療機関、地方公共団体間の母子保健情報の早期共有や業務効率化を進める。

3 高等教育の無償化

5,438億円（5,311億円）

（1）高等教育の修学支援新制度の実施【拡充】

- ・大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、低所得世帯の学生に対し高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を実施するとともに、骨太の方針や「こども未来戦略」を踏まえ、令和6年度より多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ支援を拡大する。

4兆0,443億円の内数（3兆4,338億円の内数）

子ども・子育て支援新制度の推進による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化の実施、「こども未来戦略」に基づく取組により、こどもを産み育てやすい環境を整備する。

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。また、放課後児童クラブの受け皿整備やこどもの居場所づくり支援の取組を推進する。さらに、こどもの安全で安心な生活環境の整備の充実を図る。

1 総合的な子育て支援

3兆8,169億円（3兆4,115億円）

（1）子ども・子育て支援新制度の推進（年金特別会計に計上）【一部社会保障の充実】【拡充】

① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべてのこども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

ア 子どものための教育・保育給付等

施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）、地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）、子育てのための施設等利用給付等を実施する。

【主な拡充内容】

◇ 4・5歳児の職員配置基準の改善

「こども未来戦略」に基づき、「4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置(※)を設ける。

これと併せて最低基準の改正（30対1→25対1）を行う（当分の間は従前の基準により運営も可能とする経過措置を設ける。）
また、3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準の改正（20対1→15対1）を行う。

（※）チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。

◇地域区分の見直し

令和3年度介護報酬改定の内容を踏まえ、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを追加する。

◇主任保育士専任加算等の要件の見直し

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、要件を満たしたものと取り扱う。

◇主幹教諭等専任加算の見直し

幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化する。

◇小学校接続加算の見直し

小学校接続加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、下記要件（※）i～iiを満たした場合を一段階目、下記要件i～iiiを満たした場合を二段階目とするとともに、加算額の見直しを行う。

（※）要件

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。

◇保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善

令和5年人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な経費を計上する。また、処遇改善等加算に関する提出書類を簡素化。

イ 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等、市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

【主な拡充内容】

◇放課後児童健全育成事業

「こども未来戦略」を踏まえ、新・放課後子ども総合プランによる受け皿の拡大について、加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、常勤職員配置の改善等を行う。

◇病児保育事業

病児保育の安定的な運営に資するよう、「こども未来戦略」を踏まえ、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本単価分を引き上げるとともに、当日キャンセル対応加算を本格実施する。

◇延長保育事業

1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を引き下げるとともに、30分の延長保育を実施する場合の補助基準額の引き上げ等を行う。

◇利用者支援事業

令和4年改正児童福祉法施行に伴い、こども家庭センター及び地域子育て相談支援機関の整備を推進するとともに、「こども未来戦略」を踏まえ、こども家庭センターにおける統括支援員の配置にかかる補助を拡大する。

◇家庭支援事業

令和4年改正児童福祉法施行に伴い、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の創設等を行うとともに、「こども未来戦略」を踏まえ、子育て世帯訪問支援事業の利用者負担軽減の充実を図る。

② 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、利用状況を踏まえて所要見込額を精査するとともに、適切な執行管理のための発行枚数の管理、制度の趣旨を徹底するための周知等を実施する。

ウ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

③ 児童手当制度の抜本的拡充

- ・ 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。
- ・ 「こども未来戦略」を踏まえ、以下の抜本的拡充を行う。※次期通常国会に所要の法案を提出予定
 - 1) 次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する。
 - 2) 多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。
※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とし、自治体の事務負担に配慮した簡素な方法で確認することとする。
 - 3) 支払月を年3回から、隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。

【令和5年度補正予算】

児童手当拡充に向けたシステム整備 232億円

児童手当の抜本的拡充に向けて地方公共団体が業務システムの改修等を行う場合、改修等に必要な経費を奨励的に助成する。

④ 子ども・子育て拠出金に係る事業の拡充

「加速化プラン」の実行に当たり、子ども・子育て拠出金を最大限活用することとし、以下の措置を講ずる。

- ・ 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、常勤職員配置を改善する。
- ・ 病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえ、基本分単価を引き上げる。
- ・ 0～2歳児に係る保育給付について、人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な額の半分に対応する。

その上で、今後の子ども・子育て拠出金の料率（現行0.36%）については、「加速化プラン」が完了する令和10年度までの間、積立金残高等を踏まえ、現行料率の範囲内で調整する。令和11年度以降についても、その時々々の経済・社会情勢等を勘案しつつ、現行料率の範囲内とすることを念頭に引き続き検討する。

また、企業が賃上げ努力を行う中で、将来に向けた拠出金負担の予見可能性を高めることができるよう、法律に定められた拠出金率の上限を0.45%から0.40%に引き下げることや、法律に定められた0～2歳児に係る保育給付への拠出金の充当割合の上限を1/5から11/50に引き上げるため、子ども・子育て支援法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出する。

(2) 保育の受け皿整備・保育人材の確保等【拡充】

・保育の受け皿整備

「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある地方自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進する。

・保育人材確保のための総合的な対策

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士と園のニーズに合ったマッチングとするため、潜在保育士への情報提供や見学同行等、復職に向けた伴走支援を行うために「保育士キャリアアドバイザー」を配置する。

また、潜在保育士の再就職を促進するため、まずは保育補助者として保育現場で従事し、段階的に保育士として復帰する際の足がかりとなるよう支援を行う。

さらに、修学資金貸付について、保育士を目指す学生が金銭的な理由で指定保育士養成施設への進学を諦めることのないよう、所要の額を確保する。

この他、保育士支援アドバイザーにおける巡回支援について広域での対応が可能となるよう補助基準額の拡充などを行う。

・多様な保育の充実

「家庭支援推進保育事業」において、特に配慮が必要とされるこどもが入所児童の「40%以上」である保育所等に対し、保育士の加配を行っている。「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する保育所等については、特に配慮が必要とされるこどもが入所児童の「30%以上」である場合について保育士加配する要件の追加を行う。

また、「保育利用支援事業（入園予約制）」について、①1年の育休取得後に限定せずに、慣らし保育等で育休の切り上げを希望する者も対象とする、②出産を機に退職した後、子どもが満1歳を迎えてから翌4月までに、再就職のために保育所等への入所を希望する者も対象に追加する拡充を行う。

・認可外保育施設の質の確保・向上

認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。

また、認可保育所への移行を目指す認可外保育施設等に対し、認可外保育施設指導監督基準の適合に必要な改修費や移転費等を支援するほか、ベビーシッターの研修機会を増加させることにより、更なる質の向上を図る。

【令和5年度補正予算】

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施に向けた試行的事業等 116億円

・全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度（仮称）」の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。また、こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

※既存の保育所や小規模保育所等が空き部屋を転用し試行的事業を実施する場合の財産処分については、経過期間に関わらず国庫納付を不要にする等の措置を行う予定。

保育の受け皿整備等 318億円

・「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を促進するための保育所等の整備に要する費用について、プランの着実な実施に向けて必要な経費を計上する。また、国土強靱化5か年加速化計画に基づき、保育所等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等に必要な経費を計上する。

保育人材確保のための総合的な対策 71億円

・「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に向けた保育人材の確保を進めるため、保育所等のICT化を推進し、保育士の業務負担軽減を図る。また、保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

・保育士の業務負担軽減に向け、登降園管理、保護者との連絡等に加え、実費徴収等のキャッシュレス決済等のためのシステム導入等を支援する。さらに、保育所等におけるICT化を推進するため、自治体において、ICT事業者や保育事業者などで構成される協議会を設置し、域内保育所のシステム導入促進のための取組を行っている場合に補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行う。

※なお、新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合については、過去に本補助金を活用して登降園管理等他のシステムを導入している場合でも対象とする

多様な保育の充実 5億円

・医療的ケア児の受入れを行う保育所等について、効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設するほか、医療的ケア児の保育にあたる保育士及び看護師の研修の充実、医療的ケア児の災害対策および個別性に着目した備品の補助等を実施する。

（3）「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進

・「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（以下「はじめの100か月の育ちビジョン」）の認知拡大に加え、国民一人一人の具体的行動を促進するため、「はじめの100か月の育ちビジョン」の詳細な内容について、幅広い層への効果的広報を通じた普及啓発を実施する。

【令和5年度補正予算】

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進 1億円

- ①保護者・養育者や関心層向けに、幼児期までのこどもの育ちに関するハンドブックや動画等を作成する。
- ②地域において、こどもの育ちに関する具体的活動を推進するコーディネーター人材を全国的に養成する。
- ③こどもの育ちの質の向上を促進する科学的知見の充実・普及を目的とした調査研究を実施する。

2 地域の子ども・子育て支援

2,284億円の内数（2,073億円の内数）

（1）放課後児童クラブの常勤職員配置の改善や受け皿整備等の推進【拡充】

- ・「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、運営費（基本分単価）について、現行の補助基準額に加え「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。
- ・人事院勧告や最低賃金の動向を踏まえ、放課後児童支援員等の人件費単価の引き上げを行う。
- ・賃貸物件を活用して実施している放課後児童クラブの賃借料支援の補助基準額の引き上げや、待機児童が100人以上発生している市町村等に対する送迎支援について、補助基準額の引き上げを行う。
- ・「こども未来戦略」を踏まえ、文部科学省とも連携しつつ、受け皿の拡大を着実に進め、待機児童の解消を図るため、施設整備費の国庫補助率の高上げを継続する。
- ・放課後居場所緊急対策事業（児童館等において入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置支援を行う事業）の補助対象範囲を拡大し、学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。

【令和5年度補正予算】

放課後児童クラブの受け皿整備 21億円

- ・待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し、国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速させる。
- ・学校の敷地外で放課後児童クラブを利用するこどもと地域のこどもが共に過ごし交流する場の一体的な整備を推進する。

放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業 8億円

- ・放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

(2) 地域の子ども・子育て支援の推進【拡充】

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とした切れ目のない一体的な相談支援体制の整備
こども家庭センターの人員体制の強化について、統括支援員の配置等を推進し、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図る。
また、利用者支援事業（基本型）を見直し、保育所や地域子育て支援拠点事業など、子育て支援を行う施設・事業所が子育て世帯の身近な相談機関（地域子育て相談機関）を担うための体制整備を推進する。
- ・新たな家庭支援事業の推進
令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を新たに子ども・子育て支援交付金に位置付けるとともに、子育て短期支援事業を拡充し、親子入所等による支援が受けられるようにする。また「こども未来戦略」を踏まえ、子育て世帯訪問支援事業に係る利用者負担軽減の充実を図る。
- ・地域の子ども・子育て支援の充実
地域子育て支援拠点事業の土日祝日開所を推進していくため、週6日以上開所する場合に基本分単価の拡充を行う。
ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の増加・定着を推進するため、「預かり手増加のための取組加算」の充実や、提供会員になって間もない者等の相談体制を強化する取組の支援を行う。

(3) こどもの居場所づくり支援の推進

【令和5年度補正予算】

こどもの居場所づくり支援体制強化事業 13億円

- ・こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や広報啓発活動、コーディネーターの配置の支援を行うとともに、NPO等が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を継続して実施する。

「こどもの居場所」としての児童館の機能強化 62億円の内数

- ・地域における「こどもの居場所」として、中・高生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について補助率の嵩上げ（1/3→1/2）を行う。

（1）こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の構築を円滑に進めるための取組

- ・こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）を効率的に構築していくために、関係業務や情報の処理等についての検討のため調査研究を行う

【令和5年度補正予算】

教育、保育等の場における性被害の防止等の取組の促進 1億円

- ・教育、保育等を提供する業界における性被害の防止等の取組を促進するための先進事例の収集・把握、それらを基にした指針のひな型の作成、これらを周知・啓発するためのコンテンツの作成・広報を検討・実施する。

保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援 19億円

- ・保育所等におけるこどもの性被害防止対策のため、プライバシー保護を図るパーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置、保育状況の説明要望等に応えるカメラを活用し保育の内容を記録するなどの取組に対して補助を行う。

（2）児童福祉施設や障害児施設等の災害復旧

【令和5年度補正予算】

児童福祉施設や障害児施設等の災害復旧 20億円

- ・災害により被害を受けた児童福祉施設や障害児施設等の速やかな復旧を図るため、各施設における災害復旧事業に要する事業費の一部について支援を行うとともに、災害対応機関における災害情報の共有体制の構築を図る

第4 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保証する

1兆0,491億円の内数（1兆0,019億円の内数）

貧困・ひとり親、児童虐待防止、障害児・医療的ケア児への支援を強化・拡充し、多様なニーズを持つ子どもを含め、すべての子どもと家庭に対する包括的な支援体制を構築する。

また、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実に向け、都道府県等における体制強化及び事業の推進を図り、子どもの自殺に関する調査研究・広報啓発等に取り組む。

1 こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等【拡充】

1,673億円（1,665億円）

・児童扶養手当の拡充

児童扶養手当について、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、自立の促進を図る観点から所得制限限度額を引き上げる（※1）とともに、第3子以降の加算額を拡充（※2）する。

（※1）所得制限限度額の引き上げ ※2人世帯（子ども1人）の場合の給与収入金額

＜手当額の満額を受給できる収入＞ 年収160万円 → 190万円

＜手当額の一部を受給できる収入＞ 年収365万円 → 385万円

（※2）多子加算の増額

第3子以降の加算額（3,130円～6,250円）を第2子と同額（5,210円～10,420円）に増額

（上記の額は、R5年度の手当額であり、物価スライドによって改定される）

・児童扶養手当の受給に連動した要件緩和

ひとり親に対する就労支援事業等について、所得が上がって児童扶養手当の所得制限水準を超えた場合であっても、1年間をめぐりに継続して利用可能とするなど、自立のタイミングまで支援を継続できるよう、児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和を行う。

・ひとり親の就業支援・自立支援の強化

① 看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金（高等職業訓練促進給付金）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大する。

② 主体的な能力開発の取組みを支援するため教育訓練講座の受講費用の助成を行う給付金（自立支援教育訓練給付金）について、助成割合の引上げ等を行う。

③ 離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた、家庭・生活環境を整える支援を行う。

・養育費確保支援等の強化

- ① 養育費の履行確保に取り組む自治体を支援する事業（離婚前後親支援事業）により、養育費の取り決めや受け取りに係る弁護士報酬の支援を行う。
- ② 親子交流の支援について、利用要件を緩和し、支援の強化を図る。

【令和5年度補正予算】

- こどもの生活・学習支援事業の拡充 4億円
経済的な状況にかかわらず、大学等への進学に向けてチャレンジできるよう、地域で学習をサポートする場を増やし、新たに、こどもの大学受験料等の補助を行う。
- アウトリーチ支援・宅食事業 7億円
支援ニーズの高いこどもに対し宅食等アウトリーチ型の支援を強化することで、こどもの状況把握を継続的に行い、必要な支援につなげる。
- 地域こどもの生活支援強化事業 13億円
食事や生活に困ったときに、頼れる場所が身近にあり、必要な支援が受けられるよう、こども食堂や学び体験などの場を増やし、地域の支援体制を強化する。
- ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業 25億円
こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。
- ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業 2億円
ひとり親家庭等が必要な支援にたどりつけるよう、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内など相談機能の強化を図る。

2 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等

3,829億円の内数（3,538億円の内数）

(1) 虐待の未然防止【拡充】

・こども家庭センターの設置促進

こども家庭センターの人員体制の強化について、統括支援員の配置等を推進し、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図る（再掲）。

・家庭支援事業の実施

令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を新たに子ども・子育て支援交付金に位置付けるとともに、子育て短期支援事業を拡充し、親子入所等による支援が受けられるようにする。また「こども未来戦略方針」を踏まえ、子育て世帯訪問支援事業に係る利用者負担軽減の充実を図る（再掲）。

- ・生活に困難を抱える特定妊婦等に対する一時的な住まいの提供や、こどもの養育等に関する相談・助言等を行う事業（妊産婦等生活援助事（※））を実施する。

（※）安心こども基金を活用して実施

【令和5年度補正予算】

- こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備 2億円
こどもや保育所・学校等の職員からの相談に対応し、適切な支援を提供するため、こども家庭センター等における相談員や専門人材の配置を支援。

（2）こども・若者視点からの新たなニーズへの対応【新規】

こども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、虐待等で家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（＝こども若者シェルター）を確保する。

【令和5年度補正予算】

- 虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援 3億円
生活困窮等の様々な困難に直面する学生等に対し、寄付等に基づく生活物資をアウトリーチ型で届けるとともに、必要な相談支援につなげる。

（3）児童虐待への支援現場の体制強化【新規】

改正児童福祉法に基づき「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司の任用要件の1つとして位置づけられることに伴い、資格取得が進むよう受講希望者が研修等の参加しやすくなるための補助を創設し、こども家庭福祉分野における人材の専門性向上を図る。

【令和5年度補正予算】

- 児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業 2億円
児童相談所職員の採用・人材育成・定着に向けた仕組みの構築のための取組を実施するとともに、児童相談所への定着支援アドバイザーの配置やVR等を活用した研修システムの作成等、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。
- 児童相談所等における業務効率化・ICT化推進事業 20億円
児童相談所の職員が外出先から相談システムへのアクセスを可能とする等のシステムの高度化等業務軽減に向けたICT化を行うとともに、児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報連携を図るシステムを構築する。

(4) 虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備【拡充】

- ・一時保護施設や児童養護施設等の環境改善

- ① 児童相談所一時保護施設においてこどもの個別性を尊重したより適切なケアの提供を推進するため、職員配置等の環境改善を図る。
- ② 児童養護施設等入所児童の学習支援の強化を図るため、大学等受験費用の支援や、スマートフォンを用いた学習環境の整備等を行う。

- ・親子関係再構築支援の充実

親子再統合支援(=親子関係再構築支援)については、都道府県等が親子関係再構築支援を適切に行えるよう、支援員の配置や、子どもや保護者等に対するカウンセリングの実施、学識経験者等からの技術的助言や指導等を実施する事業(※)を創設する。

(※) 安心子ども基金を活用して実施

- ・こどもの権利擁護のための取組の推進

各都道府県等や必要に応じて市区町村において、こどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、支援員の確保、周知啓発、権利擁護機関の整備を実施する事業(※)を創設する。

(※) 安心子ども基金を活用して実施

- ・家庭養育環境を確保するための里親委託等の推進

家庭養育環境を確保するため、「里親支援センター」による里親等への支援や特別養子縁組等への支援を推進する。併せて、里親支援センターにおける人材育成のため、里親支援センター等の職員に対する研修や、関係機関による全国フォーラムを開催する。また、里親に対する研修受講費用の支援範囲を広げるほか、養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けた地域ブロックごとの研修等を実施する。

- ・社会的養護を経験した若者への自立支援

社会的養護を経験した若者が自立した社会生活を送ることができるよう、住居の提供や生活相談等を行う事業(児童自立生活援助事業)について、年齢にかかわらず必要な支援を継続する。また、課題に応じた個別対応の強化を図るため、ケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム及びファミリーホームへの個別対応職員の配置を支援するほか、自立援助ホームにおける生活の質の向上を図るため、生活費の単価を改善する。

- ・支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援

支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援として、相互交流や情報提供、相談・助言、一時的な居住支援等を行う事業(社会的養護自立支援拠点事業(※))を実施し、自立に向けたサポートを受けられる体制を整備する。また、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者を受け入れ、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所を提供する事業(休日夜間緊急支援事業(仮称))を実施する。

(※) 安心子ども基金を活用して実施

【令和5年度補正予算】

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 3億円
児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいないこと等により、安定した生活基盤の確保が困難な者等に対し、家賃相当額の貸付等を行う。
- 改正児童福祉法で創設される里親支援センター等への開設準備経費等の支援 4億円
令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所(里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所)に対して、開設準備経費等の支援を行う。
- 児童養護施設等の職員の処遇改善 40億円
児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

(5) 児童福祉施設等の着実な整備【拡充】

・児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づき施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

・地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に高上げを行う。

【令和5年度補正予算】

- 児童福祉施設や障害児施設等の施設整備 62億円
産後ケア事業の施設整備や「こどもの居場所」として中・高生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について補助率を高上げし、令和6年4月の改正児童福祉法施行に伴い創設される施設等を補助対象へ追加するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき児童福祉施設や障害児施設等の耐災害性強化を図る。

(6) ヤングケアラーの支援体制の構築【拡充】

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築支援においては、ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員に対する研修への支援、自治体と支援者団体とのパイプ役となるヤングケアラー・コーディネーターの配置等の推進に併せて

- ・進路やキャリア相談を含めた相談支援体制の構築（キャリア相談支援加算）
- ・レスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントの開催（イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算）

に要する経費に対する補助を創設し、ピアサポート等相談支援体制の充実を図る。

(7) 地域における子ども・若者支援のための体制整備、人材育成

- ・地域において「子ども・若者支援地域協議会」及び「子ども・若者総合相談センター」の設置の促進や機能の向上に資する、地方公共団体の取組を支援する。
- ・困難を抱える子ども・若者を支える相談体制やアウトリーチ（訪問支援）の充実等のため、それらに従事する支援者の養成等を図る。

3 障害児・医療的ケア児支援等

4,989億円の内数（4,813億円の内数）

(1) 質の高い支援の提供【拡充】

- ・児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。
- ・障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。また、障害福祉サービス等報酬改定について、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な改定率を確保する。（障害福祉サービス等報酬：+1.12%）

【令和5年度補正予算】

- | | |
|--|------|
| ○ 地域障害児支援体制強化事業の拡充 | 15億円 |
| 児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域の子ども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。 | |
| ○ 地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業 | 1億円 |
| 地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもの発達相談や家族支援を行い、必要な支援につなげる。 | |
| ○ 障害児支援事業所における福祉・介護職員の処遇改善 | 42億円 |
| 必要な障害福祉人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、障害児支援事業所に従事する職員の更なる処遇改善を行う。 | |
| ○ 医療的ケア児等総合支援事業の拡充 | 8億円 |
| 医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備し、家族の負担軽減等を実現。 | |

(2) 地域社会の参加・包摂の推進【拡充】

- ・児童発達支援センターの機能を強化し、地域のインクルージョンの推進のための取組への支援を行う。

【令和5年度補正予算】

○ 地域障害児支援体制強化事業の拡充

15億円

児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域の子ども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。(再掲)

(3) 地域の支援体制の強化【拡充】

- ・児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。
- ・医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援等を総合的に実施する。
- ・聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。
- ・児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

【令和5年度補正予算】

○ 地域支援体制整備サポート事業

1億円

児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

4 こどもの自殺対策

0.6億円（0億円）

「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進 【新規】

- ・「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」とりまとめ）に基づき、こどもの自殺の要因分析に関する調査研究を実施するとともに、自殺予防や自殺対策に関して、中高生をターゲットにした広報啓発活動を実施する。

（参考：地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進）

【令和5年度補正予算】

- 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証 4億円
文部科学省等と連携し、いじめ防止対策を強化するため、地方公共団体の首長部局において、専門家等を活用し、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証に取り組む。

保育所等の運営に関する改善事項

(こども未来戦略(加速化プラン)、令和6年度予算案等における対応)

職員配置基準の改善、処遇改善等(加速化プラン)

○4・5歳児職員配置基準の改善(30:1→25:1)

・こども未来戦略を踏まえ、4・5歳児の職員配置基準は30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置(※)を設ける。これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)

(※)チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25:1以上の手厚い配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。

また、3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準の改正(20:1→15:1)を行う。

※1歳児については、2025年度以降、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

○民間給与動向等を踏まえた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

・保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について、令和5年人事院勧告を踏まえた処遇改善(+5.2%)を行う。

○保育・幼児教育分野における継続的な見える化を法定化

保育所等における負担軽減

○処遇改善加算の関係書類の見直し

・処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの計画書の提出を原則廃止(※)する。

※代わりに賃金改善を行う旨の誓約書を提出。

・引き続き、事務の簡素化や令和7年度に向けた加算の一本化について検討を行う。

○保育補助者の配置関係(R6予算案)

・潜在保育士の再就職支援として、保育士資格を持つ者も保育補助者として配置することができることとする(補助対象期間は1年を限度)。

○DX関係(R5補正予算、デジタル行財政改革)

・給付・監査等の業務負担が大きいとされる保育現場でのDXの実現に向けて、行政事務の運用実態を把握して、標準化やデジタル化を進めるための調査研究事業を実施。

○ICT関係(R5補正予算)

・ICT化推進等事業の対象とする4つ目の機能として実費徴収等のキャッシュレス決済を追加。

・自治体がICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置した場合、補助率を嵩上げ。(市町村の補助率は1/4→1/12)

○虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について(通知)

・指導計画の作成や園児の記録に関する書類等の見直しによる保育士等の負担軽減に資する取組について通知(令和5年5月)。

公定価格の改善

○地域区分の見直し

・令和3年度介護報酬改定の内容を踏まえ、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを追加する。

○主任保育士専任加算の要件の見直し

・0歳児の利用に係る新たな要件を創設。

(※)①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月(令和5年度に特例の適用があった月を含む)については、0歳児3人以上の要件を満たしたものと取り扱う。

○主幹教諭等専任加算の要件の見直し

・幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化する。

○小学校接続加算の見直し

・中教審答申を踏まえ、小学校と協働して架け橋期のカリキュラムを編成している場合に加算額を引き上げる。

(参考) 令和6年能登半島地震における 対応

被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ

基本方針

- 能登地方を震源とする最大震度7の地震により、広い範囲にわたって甚大な被害が生じた。政府は発災直後から、警察、消防、自衛隊を被災地に派遣し、救命救助、捜索活動に当たるとともに、現地対策本部を設置して、道路の啓開やプッシュ型支援等による物資の支援など政府一体となって災害応急対策に取り組んできたが、今なお多くの方が厳しい避難生活を余儀なくされている。
- 「先が見えない」という現地の皆様の不安に応えるとともに、被災された方々が再び住み慣れた土地に戻って来られるよう、そして、一日も早く元の平穏な生活を取り戻すことができるよう、ここに、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」として取りまとめた。
- 施策を実行するために必要となる財政措置については、令和5年度・6年度の予備費を活用し、復旧・復興の段階に合わせて、数次にわたって機動的・弾力的に手当てする。
- 被災地の声にしっかりと耳を傾けながら、「被災地・被災者の立場に立って、できることはすべてやる」という決意で、被災者の生活と生業(なりわい)の再建支援に全力で取り組む。

緊急対応策(主なもの)

(1) 生活の再建

被災地の方々の命と健康を守るため、避難所等における生活環境の改善を図るとともに、住み慣れた土地に再び戻って来ることができるよう、(3)の道路、水道、学校施設等の復旧とあわせて、住まいの確保を図る。

○避難所等における生活環境の改善

- ・必要物資の支援(被災地のニーズに応じ、プッシュ型からプル型に移行)

○命と健康を守るためのホテル・旅館等への二次避難

- ・利用額の基準を特例的に引上げ(7,000円⇒10,000円)
- ・要配慮者等にきめ細かく対応
 - 福祉タクシー、高齢者施設等の活用
 - 介護職員等の応援派遣やDMAT、DWAT等と連携し、医療・介護・福祉ニーズに対応
 - 保育所、学校等に関する情報の提供
 - 孤立集落からの避難、被災地と二次避難所間の交通の確保
- ・被災地における防犯カメラの設置、パトロール強化等の防犯対策

○住み慣れた土地に戻るための住まいの確保

- ・罹災証明書の早期交付のため被害認定調査の簡素化・人的支援
- ・住宅の応急修理に対する支援
- ・倒壊家屋の解体・撤去支援、災害廃棄物の処理の円滑化
 - 全壊家屋に加え、**特例的に半壊家屋も解体支援(自己負担ゼロ)**
 - 所有者不明空家の解体について民法の新制度(所有者不明建物管理制度)等の積極的活用
- ・被災者ニーズに応じた応急仮設住宅の供与等
 - プレハブ仮設等に加え、**地域型の木造仮設住宅の活用**
- ・自力での再建・補修等を支援
 - 被災者生活再建支援金(最大300万円)の迅速な支給

○切れ目のない被災者支援

- ・見守り・相談などにより被災者に寄り添って支援
 - 在宅高齢者等への戸別訪問
 - 仮設住宅に入居する被災者等の見守り・相談支援等
- ・医療・介護等の自己負担・保険料の減免
- ・通園・通学支援、学習・就学支援(学びを継続するための環境整備等)、心のケア等
- ・特定非常災害への指定(運転免許証の有効期間の延長等)
- ・インターネット上の偽情報・誤情報対策

○金融支援・税制上の対応等

- ・預金通帳を紛失した場合の柔軟な対応
- ・保険金支払い等の迅速化
- ・生活福祉資金貸付の貸付対象を被災世帯に拡大・貸付要件の緩和等
- ・国税・地方税の申告・納付等の期限の延長等
- ・雑損控除の前倒し適用等(与党税調の検討の結果を踏まえ、適切に措置)
- ・住民税全額免除水準の場合の物価高対策支援(10万円給付+こども加算)の適用

○地方公共団体における様々な財政需要を的確に把握し、適切に地方財政措置

(2) 生業の再建

地域経済を支える中小・小規模事業者、農林水産業、伝統産業、観光業における、雇用の維持や事業継続の支援を手厚く講じ、持続可能な地域経済の再生を図る。

○中小・小規模事業者の支援

- ・施設等の復旧を支援(なりわい再建支援事業(補助率3/4等、最大3億円又は15億円))
 - ※多重被災事業者は、石川:最大5億円、富山・福井・新潟:最大1億円までは定額補助可
- ・小規模事業者の財産部制を支援(災害対策(補助率2/3等、最大200万円))
- ・商店街の再生支援(アーケード・住居改修等の復旧、賑わい創出支援)
- ・伝統産業の事業継続に必要な道具や原材料の確保等、迅速な事業再開の後押し
- ・コロナ債務返済負担軽減策(リスク時の追加保証料ゼロ、劣後ローンにおける金利優遇措置、二重債務問題への対応等)
- ・資金繰り支援(日本政策金融公庫:別枠3億円、金利0.9%引下げ(上限:期間あり)等)
- ・能登半島産品の販売促進支援(特設サイト、販促イベント)

○農林漁業者の支援

- ・被災した農業用機械等の再建支援(農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設、木材加工流動施設、特用林産振興施設等の再建・修繕への支援(補助率1/2等))
- ・営農再開に向けた支援(種子・種苗等の資材調達、繁殖用の牛・豚の再導入等)や、被災農家等の柔軟な雇用による人手の確保
- ・被災農林漁業者の資金繰り支援(貸付当初5年間の実質無利子化等)
- ・景観にも配慮した棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり
- ・漁船等の復旧、漁場環境の回復への支援や、地域の将来ビジョンの下での里海資源を活かした海業振興等

○観光復興に向けた支援

- ・風評対策として、観光地や交通機関の現状に関する正確な情報の発信、観光プロモーションの重点的実施(2~3月)。
- ・「**北陸心援割**」(3~4月、補助率50%、最大20,000円/泊)。能登地域については、**復興状況を見ながら、より手厚い旅行需要喚起策を検討。**
- ・ふるさと納税の積極的な活用による特産品販売、旅行等の促進
- ・観光関連事業者の支援(なりわい再建支援事業等の活用)(再掲)
- ・能登地域の観光拠点・観光資源の再生に向けて、観光地の復旧計画の策定・実行支援、まちづくり支援、コンテンツ造成の支援等。

○地域の雇用対策等

- ・雇用調整助成金の助成率引上げ(中小企業2/3~4/5、大企業1/2~2/3)、支給日数延長(100日/年~300日/年)等
- ・災害によって事業所が休止した場合等にも雇用保険の失業手当支給

(3) 災害復旧等

国の権限代行等により公共土木施設等の迅速な災害復旧等を推進し、将来に希望を持てる復興まちづくりを推進する。

○迅速な災害復旧

- ・公共土木施設等
 - 激甚災害(本激)への指定、公共土木施設(道路・河川等)や農林水産業施設等の災害復旧等
 - 大規模災害復興法に基づく非常災害への指定
 - 国による権限代行等(災害復旧工事等:道路(能越自動車道)、河川・砂防(河原田川)、港湾、漁港等)
 - 能登空港、のと鉄道等の早期復旧(道路管理者など関係者との連携も確保)
 - TEC-FORCE、MAFF-SAT等による人的・技術的支援
- ・公共・公益施設等
 - 医療施設、水道施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設、文化財、放送・通信設備等の災害復旧

※水道は4月以降に引き上がる補助率の前倒し適用、上下水道一体での早期復旧の推進

※全国の地方公共団体からの技術者派遣、関係団体と連携した支援体制の構築

○復興まちづくり

- ・復興まちづくりの計画策定に向けた調査支援、国・URなどの支援体制確保
- ・公共施設と隣地宅地等の一体的な液状化対策

○令和6年能登半島地震についての緊急調査

<概要>

保育所等を利用する者が被災により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、市町村の判断により利用者負担額の減免を行っているところであるが、利用者負担の減免による被災自治体の負担を軽減するとともに、自治体ごとの財政力により減免措置に差が生じないように、別途、国による減免事業により財政支援を行う。

※災害により保育の提供を受けられなかった期間、利用者自身は被災していなくても利用者負担を日割り減免することができるよう、告示を改正することも検討。その場合は通常の子どものための教育・保育給付交付金の中で執行（補助率は国 1/2, 地方 1/2）。

被災した保育所等の利用者に係る利用者負担の減免措置

事業内容：令和6年能登半島地震による災害の被災者に対し、市町村が特定教育・保育施設等の利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について、本事業により補助を行う。

対象者：令和6年能登半島地震による災害により被災した者

実施主体：市町村（本事業の対象者が居住する市町村に限る。）

補助率：定額（10/10相当）

通常

費用総額（児童1人当たり単価）

国 1/2	利用者負担 ※所得に応じた負担額
地方 1/2	

費用総額から所得に応じた利用者負担額を控除した残りの額を国・地方が1/2ずつ負担（法律上規定）

政令による減免

減免

国 1/2	利用者負担
地方 1/2	

被災による経済的負担を考慮して、各自治体において、保護者負担額を減免することが可能（現行制度の枠組みの中で規定（告示、要綱））

減免事業による支援

減免事業（国 10/10）

国 1/2	利用者負担
地方 1/2	

利用者負担の減免による被災自治体の負担を軽減するとともに、自治体ごとの財政力により減免措置に差が生じないように、別途、国による減免事業により財政支援を講じる。

令和6年能登半島地震等に係る一時預かり事業（災害特例型）の対応について

1. 施策の目的

保育所等に入所しているこどもが被災により別の保育所等を利用した場合や、復旧活動等を行うために一時預かり事業を利用した場合に、利用者負担を前提としない補助を行うことにより、被災者及び受け入れ施設等を支援する。

2. 施策の内容

- 被災のため在籍する保育所、幼稚園、認定こども園（以下「保育所等」という。）を利用できず、一時的に別の保育所等を利用する場合、施設型給付等相当額（利用者負担額を差し引かない額）を支給する。
- 被災市町村に居住する世帯におけるこどもの保護者が復旧活動等を行うために、教育時間の前後や長期休業日等に当該こどもが在籍する幼稚園又は認定こども園において一時預かり事業を利用した場合及び、保育所等に在籍していないこどもが一時預かり事業を利用した場合等は、利用者負担を前提としない補助基準額による補助を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<イメージ図> ※本事業の対象は 部分

【保育所等に入所しているこどもが被災により別の保育所等を利用するパターン】

被災保育所等

被災による避難 等

避難先保育所等

- 災害により臨時休園を行った場合等においても、教育・保育の提供体制を維持するため、通常どおり給付費を支給（1月12日事務連絡）

- 在籍する保育所等を利用できなくなっている場合に、居住地の市町村に所在する別の保育所等を利用することや居住地の市町村以外に所在する保育所等を一時的に利用することが考えられる（1月12日事務連絡）
- その際、転園手続をすることなく、被災保育所等の籍を残したまま利用が可能（1月12日事務連絡）
- この場合、一時預かり事業（災害特例型）の枠組みにより、施設型給付等相当額（利用者負担を差し引かない額）を支給する

【保護者が復旧活動等をするために一時預かり事業を利用するパターン】

在籍幼稚園等

一時預かり事業所

- 保護者が復旧活動等を行うために一時預かり事業を利用した場合、利用者負担を前提としない補助額を支給する

1 施策の概要

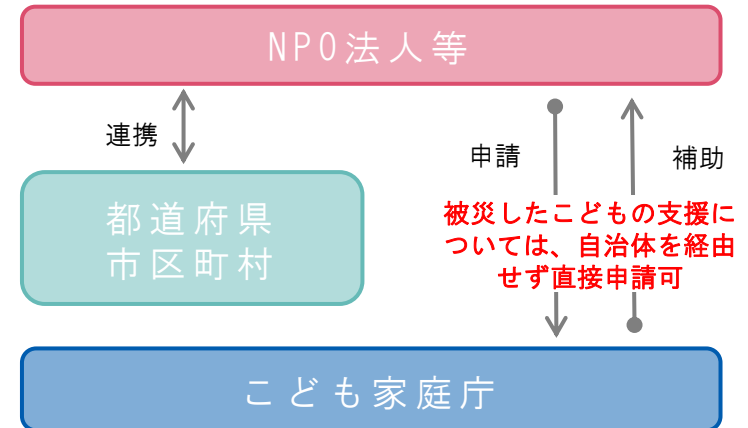
※既定予算（令和5年度補正予算額（13億円の内数）及び令和4年度二次補正予算繰越額（1億円））を活用して迅速に実施

- こどもの居場所づくり支援体制強化事業（NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援）を活用し、被災したこどもの心の負担軽減や回復等を目的として、こどもの遊びの機会提供や学習のためのスペース設置など、こどもの居場所づくりに要する費用の補助を行う。

2 施策のスキーム

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行うこどもの居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業について、**被災したこどもの居場所づくりに係る取組を追加募集**する（令和6年度も継続して実施予定）。

- 令和6年能登半島地震を踏まえ募集する取組
 - ・ **被災したこどもの居場所づくり**
 - ・ **被災したこどもの居場所づくりを行う民間団体のサポート**



※ 上記は直接申請の例であり、自治体を経由した申請も可能

3 実施主体等

【実施主体】

都道府県、市区町村、民間団体（※）

（※）災害対応中の市町村の事務負担軽減の観点から、**自治体と連携して被災したこどもの居場所づくりを行う民間団体が、直接国に補助申請できるように要件緩和を行う**（これまでは自治体経由の申請を原則としていた）。

【補助基準額】 1団体当たり 5,000千円（上限）

【負担割合】 国10/10

【募集期間】 令和6年1月16日（火）～令和6年2月15日（木）

【補助対象期間】 令和6年1月1日～令和6年3月31日

※ 上記は令和5年度の追加募集の例であり、本事業は令和6年度も継続して実施予定



1 事業の目的

- 特定非常災害に指定された災害により被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保を行う。
※令和6年能登半島地震を対象に加える。

2 事業の概要

◆ 対象者

次の災害により被災した妊産婦及び乳幼児等

- (1) 令和元年台風第15号及び第19号
- (2) 令和2年7月豪雨
- (3) 令和6年能登半島地震

◆ 事業内容

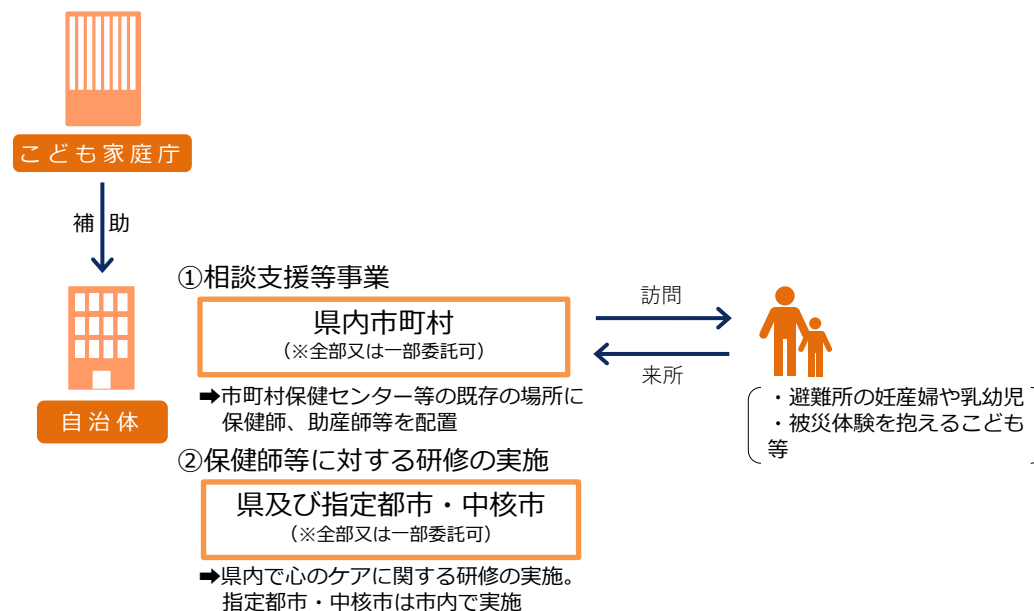
① 相談支援等事業

被災した妊産婦・乳幼児等に対して、保健師や助産師等による心身の健康に関する相談支援や乳幼児健診等の母子保健事業の体制確保に要する経費について補助を行う。

② 保健師等に対する研修の実施

乳幼児健診等において継続的に妊産婦及び乳幼児等の心身の状況を把握し、特に支援が必要な場合は医療機関等の専門機関へつなぐことができるよう、保健師等に対する研修を実施する。

(スキーム)



3 実施主体等

- ◆ **実施主体** : ①災害により被害を受けた都道府県内の市町村
②災害により被害を受けた都道府県及び同都道府県内の指定都市、中核市

- ◆ **補助率** : (1)、(2) 国1/2
(3) 国3/4

4 補助単価

- ◆ **補助単価** : ① 556,140円×実施月数
② 都道府県 982,240円
指定都市・中核市 491,120円

児童福祉施設等災害復旧費補助金 : 8.4億円
 児童福祉施設等設備災害復旧費補助金 : 1.5億円

1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設及び設備の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

※ 令和5年度のこども家庭庁創設に伴い、厚生労働省で所管していた児童福祉施設等の災害復旧費については、障害児施設等とともにこども家庭庁に移管し、認定こども園の幼稚園機能部分も文部科学省から移管して対象としている。

2. 補助対象施設

- ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 助産施設 ・ 児童家庭支援センター
- ・ 児童厚生施設 ・ 児童自立生活援助事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 障害児施設 等

3. 補助対象経費

児童福祉施設及び障害児施設等の災害復旧事業に要する経費

※被害報告件数や過去の災害における内示額に基づき算定し計上。

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市等

5. 国庫補助率

施設整備：通常（※） $1/2$ または $1/3$ 等（施設種別により異なる）

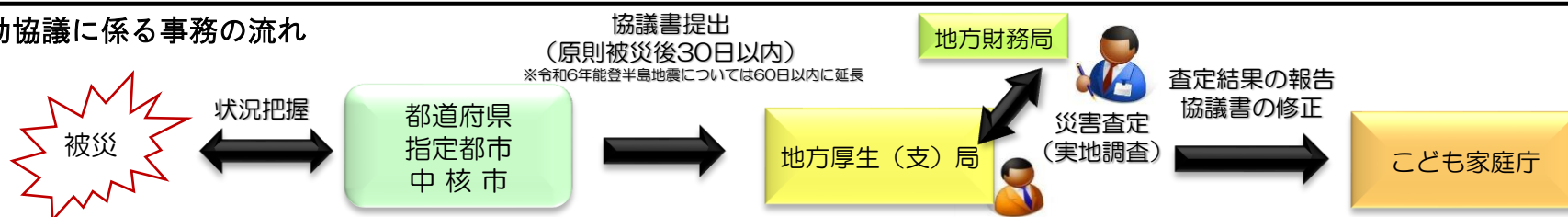
※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設）の国庫補助率が被害額等に応じて $1/2 + \alpha$ または $1/3 + \alpha$ となる。

（ $+\alpha$ ：公共土木施設（河川・道路、学校、社会福祉施設等）の被害状況を基に、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担することにより更に1割～2割程度、国の負担を引き上げる。）

（激甚法対象外施設（児童厚生施設や放課後児童クラブ等）の国庫補助率は、予算措置により $1/2 \rightarrow 2/3$ または $1/3 \rightarrow 1/2$ に嵩上げ対象とする。）

設備整備：定額

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



**(参考)令和6年度予算案
(文部科学省)**

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

23億円
23億円



文部科学省

令和5年度補正予算額

39億円

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「**幼保小の架け橋プログラム**」の実施、**質を支える体制整備の支援等**により、**全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障**する。

1 幼児教育の質の向上

5.6億円（5.2億円）

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、**全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**について、**モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究**や、今後の幼児教育の政策形成に資するエビデンスを得るため、**幼児期の環境や体験、学びが、その後の子供の成長に与える影響に関する大規模な追跡調査**を実施。

■ 幼保小の架け橋プログラム事業	2.2億円（2.2億円）
■ 幼児教育に関する大規模縦断調査事業	0.8億円（0.7億円）
■ 幼児教育の学び強化事業	0.7億円（0.4億円）
■ 幼児教育のデータ蓄積・活用に向けた調査研究事業	0.1億円（0.4億円）
■ 幼児教育の理解・発展推進事業	0.3億円（0.3億円）
■ 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業	1.3億円（1.2億円） 等

2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

3.5億円（3.0億円）

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、**幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携**等により、地域の課題に的確に対応する自治体の**幼児教育推進体制の活用支援の強化**

■ 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業	3.5億円（3.0億円）
--------------------------------	--------------

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備

13.4億円（14.7億円）

ICT環境整備や**施設の耐震化**等、**幼児教育の質を支える教育環境整備を支援**

■ 教育支援体制整備事業費交付金	8.9億円（9.9億円）	[令和5年度補正予算額 16億]
■ 私立幼稚園施設整備費補助金	4.6億円（4.8億円）	[令和5年度補正予算額 23億]

背景・課題

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で**学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**を推進する。具体的には、全国的な取組の充実と併せて、モデル地域において、地方自治体の担当者や幼児教育施設及び小学校の教職員等が連携・協働して**「架け橋期のカリキュラム」を開発・実施**するとともに、国において、その成果の検証等に関する調査研究を実施する。

事業内容

モデル地域における実践・成果の検証等を通じた「幼保小の架け橋プログラム」の推進

①モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の実施

中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論の成果を踏まえ、以下の取組を実施

- ・ 架け橋期のカリキュラム開発会議の設置・運営
- ・ 架け橋期のカリキュラムの開発、園や小学校における指導計画や保育の計画の作成・実施、指導の改善
- ・ 架け橋期のカリキュラムの実施に必要な教材や研修等の開発・実施 等



②モデル地域の成果検証

研究機関による実地調査やヒアリング、アンケート等の客観的な調査を通じて、モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の取組状況やその成果を検証するとともに、幼保小の接続に関する改善事項を整理し、全国展開に向けた提言を行う



③「幼保小の架け橋プログラム」の成果普及

「幼保小の架け橋プログラム」の更なる全国展開に向け、モデル地域における3か年の取組等を踏まえ、「幼保小の架け橋プログラム」の取組・成果について、全国への広報・プロモーションを実施

委託先	① 都道府県、市町村 ② 研究機関 ③ 研究機関 等
委託対象経費	調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)

箇所数、単価	① 19箇所 700万円/箇所【継続のみ】 ② 1箇所 4,800万円/箇所【継続のみ】 ③ 1箇所 2,000万円/箇所
--------	---

背景・課題

- 幼児教育の分野においては、長年にわたり、より良い教育を目指した実践等が積み重ねられてきたが、今後は調査・研究から得られた実証データの分析によるエビデンスに基づきながら、政策形成に取り組むことが重要。また、諸外国では、幼児教育の効果を示した長期追跡調査の研究成果はあるが、各国の教育制度や文化等も異なることから、日本においても、大規模な追跡調査を実施することが必要。
- 本調査では、**子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし**、今後の幼児教育の政策形成（幼稚園教育要領の改訂や指導資料の充実等）に資するエビデンスを得るため、**5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証**を行う。

調査の概要

（1）実施規模 約15,000名の5歳児を対象にした5年間の追跡調査

※地域区分や人口規模等を踏まえて、全国8ブロックから大規模・中規模・小規模自治体合わせて46市町村（予定）から調査対象者を無作為抽出

（2）調査方法・調査対象 以下の調査対象者にアンケート調査を実施

- ①調査開始時点で、**就学前教育・保育施設（施設種、公立・私立、認可・無認可は問わない）に通う5歳児の子供をもつ保護者**
- ②上記①の5歳児の子供が通う**施設の園長・担任保育者**（幼稚園教諭、保育教諭、保育士等）
- ③上記①の5歳児が就学した**小学校の校長・担任教師**（本調査の2年目以降）

（3）調査内容

- ①保護者：子供の成長、資質・能力、家庭での養育環境 等
- ②園長・保育者：保育者の人数、園の取組、労働環境、保育者の実践 等
- ③小学校の校長・担任教師：幼保小接続の取組、学級風土 等

※なお、調査の実施に当たっては、委託先において、幼児教育や発達心理学に加え、経済学、脳科学、教育政策等の様々な分野からの研究者でネットワークを構築し、多様な視点から分析等を行う。

委託先・箇所数

・大学1箇所（継続のみ）

単価

・約7,500万円

対象経費

・調査実施に必要な経費

スケジュール（事業実施期間）

R5年度
先行調査の実施

R6年度
本調査(5歳児)の実施

R7～10年度
本調査(小学校1年生～4年生)の実施

背景・課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育施設の有する機能を家庭や地域に提供することにより、未就園児も含め、幼児期にふさわしい学びを深めていくことが重要である。そして、幼児教育施設入園後には、幼児教育が直面している課題解決を図ることにより、幼児が園での活動を通して、学びを深めていくことが重要である。

事業内容

① 教育課題に関する調査研究

幼児教育施設における教育の質の向上のため、幼児教育施設が直面している様々な教育課題について調査研究を行う。

（研究の視点の例）

- ・ 幼児教育施設における教育の質に関する評価の在り方
 - ・ 障害のある幼児や外国人幼児などに対する支援の在り方
 - ・ 幼児教育施設の管理職や幼児教育アドバイザーを対象とした研修の在り方
- 等

② 子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究

未就園児も含め、幼児教育施設の機能を家庭や地域に提供して幼児の学びを深めていくことや、遊びを通じた総合的な指導を行う幼児教育の重要性等について家庭や地域と認識を共有して意識を高めることなど、子育ての支援や家庭等との連携の強化について調査研究を行う。

（研究の視点の例）

- ・ 幼稚園が0～2歳の未就園児を受け入れて行うふさわしい活動の在り方
 - ・ 幼児教育施設の機能を生かした子育ての支援の在り方
 - ・ ICT機器を活用した子供の学びの見える化
- 等

③ 幼児教育施設における教育活動等の実態に関する調査研究

今後の幼児教育の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データ収集のため、実態把握に係る調査研究を行う。

（研究の視点の例）

- ・ 幼稚園教育要領等に基づく教育活動の実施状況調査
 - ・ 諸外国における最新の幼児教育の動向調査
- 等

対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園
------	----------------

箇所数、 単価	① 6箇所 270万円／箇所
	② 2箇所 920万円／箇所
	③ 2箇所 1,600万円／箇所

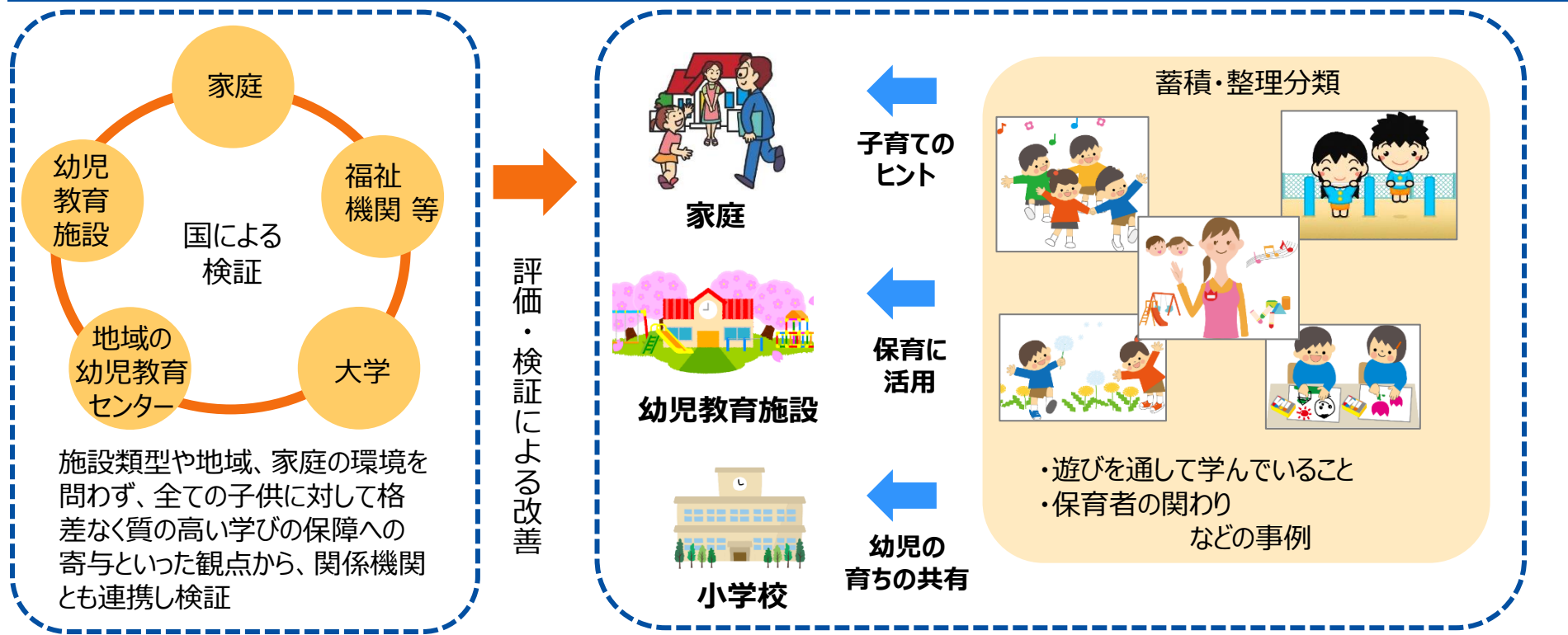
委託先	研究機関、大学、都道府県、市町村、幼児教育関係団体 等
-----	-----------------------------

委託対象 経費	調査研究に必要な経費 （人件費、委員旅費、謝金等）
------------	------------------------------

背景・課題

幼児の多様性に配慮し、幼児の学びや発達を促すような保育の充実を図るとともに、**幼児教育の成果が小学校教育につながる仕組みの構築**が求められている。このため、幼児教育施設における**幼児教育の好事例（データ）**等を収集・蓄積して活用するとともに、**小学校や家庭とも共有**する。

事業内容



対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園
箇所数、単価	事例（データ）収集 1箇所 940万円／箇所

委託先	研究機関等
委託対象経費	調査研究に必要な経費（人件費、委員旅費、謝金等）

背景・課題

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性が図られており、これらの正しい理解の下、**幼児教育施設が一体となって、幼児に対して適切な指導が行われることが求められている。**

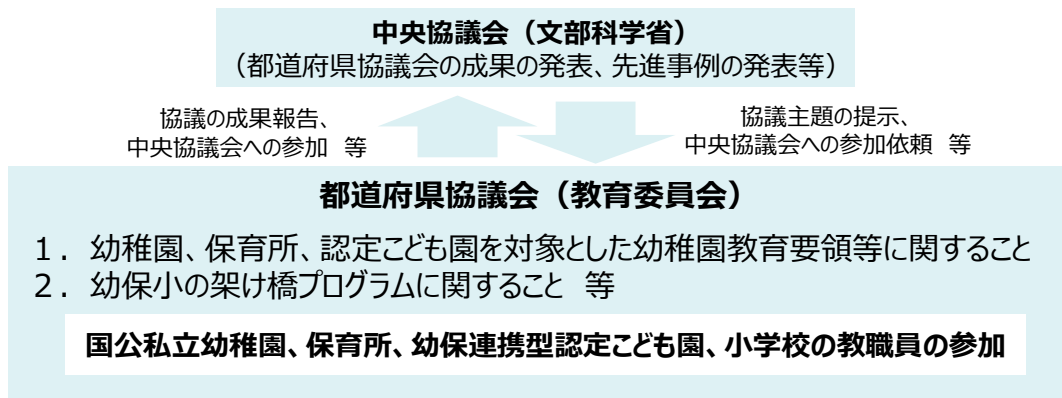
幼児教育施設を取り巻く現状を踏まえ、研究協議会の開催や指導資料等の作成を行い、**先進的な実践や幼保小の架け橋プログラム等の理解を深める。**

事業内容

幼児教育の理解・発展推進事業

各都道府県において、設置者（国公私）や施設類型（幼稚園、保育所、認定こども園）を問わず、自治体の幼児教育担当者や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象として、幼保小の架け橋プログラムなど、**幼児教育に関する専門的な研究協議等を行う都道府県協議会を開催する。**

また、都道府県協議会における成果を**中央協議会において発表・共有**することで、さらなる幼児教育の振興・充実を図る。



幼児教育実施のための指導資料の作成

幼稚園教育要領等に基づく活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
-------------	--------------------

箇所数、単価	47箇所 50万円／箇所
---------------	-----------------

支出先	都道府県 ※幼児教育実施のための指導資料の作成は本省執行
------------	---------------------------------

対象経費	都道府県協議会に必要な経費 （諸謝金、委員等旅費、教職員研修費）
-------------	-------------------------------------

大学等を通じたキャリア形成支援による 幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

1.3億円
1.2億円）

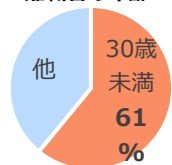


文部科学省

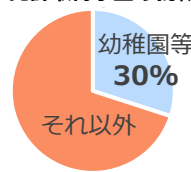
背景・課題

- **幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上の根幹を成す幼稚園教諭等の人材**については、養成校生の多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、**人材の需要の高止まりに供給が追い付いていない**。
- より多くの人材が幼児教育の道を志し、継続的に働き続けられる職場環境の中で体系的に資質能力を向上させていけるよう、また、幼稚園教諭免許保有者が円滑に復職できるよう、**総合的なキャリア形成支援の取組を実施する必要がある**。

R1年度 幼稚園教諭
離職者の年齢



R4年度幼稚園教諭
免許取得学生の就職



※就職人数/免許取得件数

有効求人倍率の推移（年平均）

	H29	R4
全職種	1.35	1.34
幼稚園教諭	1.66	2.22
保育士	2.47	2.42

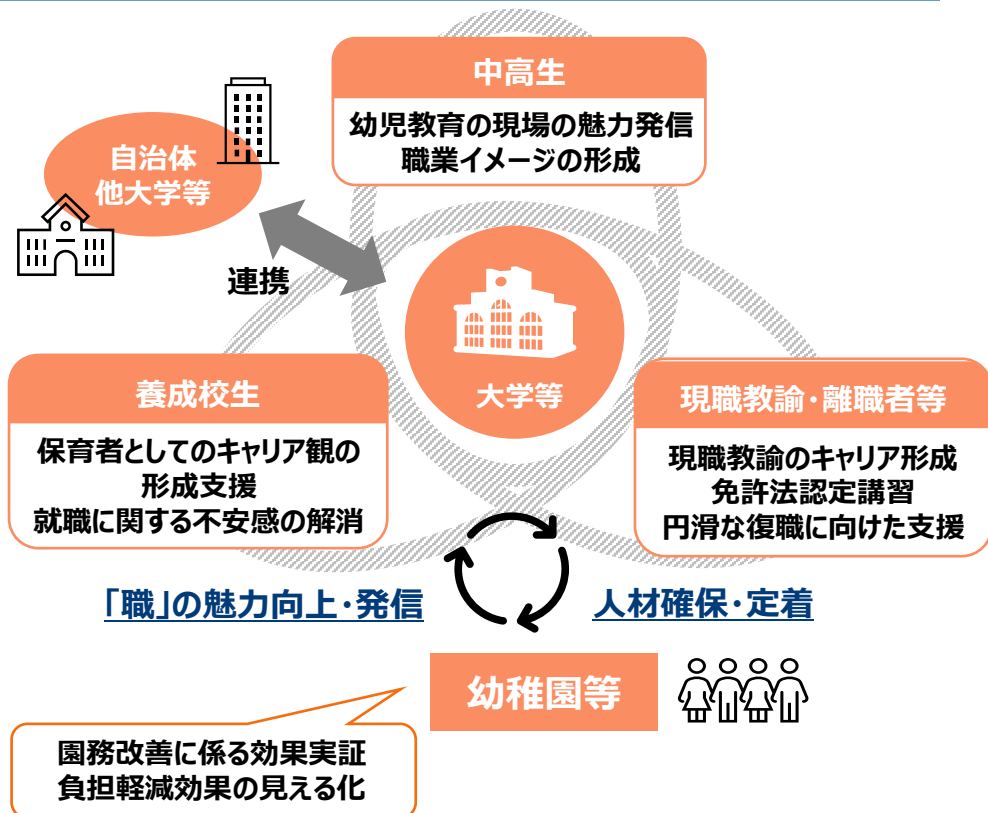
事業内容

① 「職」の魅力向上のための園務改善実証事業

教育活動に集中できる職場環境整備に向けて、**民間事業者等の専門的な知見を得つつ、幼稚園教諭等が日々行う業務を効率化する実証事業を実施し、負担軽減効果の見える化を図る**。

② 大学等を拠点とする「職」の魅力発信モデル事業

地域の幼児教育を担う人材を輩出する**大学等が拠点となり**、自治体や他大学等とも連携しつつ、**養成校入学前からの幼児教育の現場の魅力発信、学生のキャリア観の形成支援、現場教諭の職場定着や離職者が円滑に現場に復帰するための支援等**を行う。



「職」の魅力発信・向上と人材確保の好循環を実現

事業規模	2,000万円	1団体	(1団体が園務改善の調査研究及び
	1,000万円	8団体	8大学等の事業を総括することを想定)
	200万円	16団体	(免許法認定講習の開設等)

委託先 法人団体、大学等（自治体等含む）

背景・課題

- 質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」の開始、幼児教育・保育の無償化の実施に加えて、令和2年9月のG20教育大臣会合において質の高い幼児教育へのアクセスの重要性が宣言されるなど、**国内外で幼児教育の質に対する関心が高まっているところ。**
- このため、OECDが実施する国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、**質の高い幼児教育を提供するための基礎データの整備に貢献**するとともに、これらの事業への参加により、**国際比較可能な幼児教育・保育施設の活動実態に関するデータや、各国の好事例**など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることとする。

事業内容

次年度実施の下記の事業に参画し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」

(Starting Strong Teaching and Learning International Survey (TALIS Starting Strong))

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等に関する**第2期サイクルが2021年から開始**。
第1期調査(2018年)では、日本の保育者の**研修等による専門性向上への意識の高さ**などが明らかになった一方、保育者の**処遇や社会的評価、保育者の不足等についての課題**もあり、調査結果を参考に施策立案に活用。

「質の高い包括的な幼児教育・保育を目的とした政策への研究の転換」

(Translating Research into Policies for Quality and Inclusive Early childhood education and care)

「**幼児教育・保育を通じたより平等な機会と包括性の確保**」に向けて、子供の発達、学習、福祉に関する最新の研究を基に、幼児教育・保育に関する政策の改善、新しい政策の導入条件等を調査。**2023年から2024年にかけて調査・公表予定**。

過去の参加実績

○「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」(2018年)

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を調査。

※ 拠出金については、文部科学省、こども家庭庁で按分して負担。

※ 国内における調査実施の事務的経費は国立教育政策研究所で負担。

○「デジタル世界における幼児教育・保育」(2021～2023年)

デジタルテクノロジーの普及によってもたらされる社会的・経済的変化に対応して、幼児教育・保育が子供たちの学びや発達等を効果的に支援していくための方策等を調査。

幼児教育推進体制を活用した 地域の幼児教育の質向上強化事業

令和6年度予算額（案）

3.5億円

（前年度予算額）

3.0億円



文部科学省

背景・課題

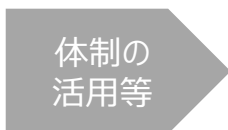
- 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、公私・施設類型問わず幼児教育の質の向上等の取組を一體的に推進するためには、教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要。
- また、幼児教育施設の教職員が幼児教育の質向上にしっかり向き合うことができるよう、地域の幼児教育に関する課題に対して的確に対応した保健・福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実を図ることが必要。

事業内容

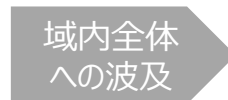
地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、**幼児教育センターの設置**や**アドバイザーの配置**、**外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携**等により、地域の課題に的確に対応する自治体における**幼児教育推進体制の充実・活用への支援を強化。**



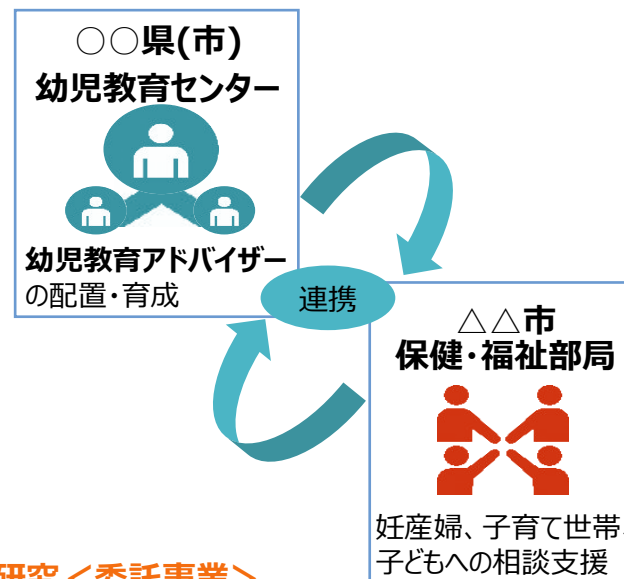
- ・幼児教育アドバイザー（幼保小接続アドバイザー含む）の配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
- ・外部専門職や自治体の保健、福祉部局との効果的な連携



- ・研修支援・巡回訪問の充実（保健、福祉等の専門職を含む）
- ・幼保小接続の推進、接続カリキュラムの作成・活用
- ・人材育成方針の更新・活用 等



- ・都道府県・市町村の連携を含めた関係者間の情報共有
- ・域内全体における幼児教育の質向上を図るための仕組み作り



新規体制整備促進策

・**幼児教育推進体制未実施地域の整備促進策に関する実証研究〈委託事業〉**

<p>補助要件</p>	<p>①幼児教育センターの設置 ②担当部局一元化（PT等での対応可） ③小学校指導担当課との連携体制確保</p>	<p>補助対象 単価・個所数 ・補助率</p>	<p>都道府県、市町村 （補助）7～9百万円程度（1/2）×87団体 （委託）130万円程度×4団体</p>
<p>対象経費</p>	<p>【補助】・幼児教育アドバイザー配置に必要な経費（人件費等） ・専門職との連携に必要な経費（謝金等） ・研修・巡回訪問等に必要な経費（謝金、旅費等）</p>	<p>【委託】・検討会議運営経費（会議費等） ・先進地視察に係る経費（旅費） ・幼児教育アドバイザー試行配置経費（謝金等）</p>	

担当：初等中等教育局幼児教育課

教育支援体制整備事業費交付金

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

9億円
10億円）



文部科学省

令和5年度補正予算額

16億円 ※

現状・課題・事業内容

子育て支援の更なる充実を図るため、認定こども園の設置を支援するとともに、**幼稚園における預かり保育の推進**など幼児を健やかに育むために必要な環境整備を推進する。併せて、**幼児教育の質の向上**を支える環境整備のために必要な経費の一部を支援する。

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ※

子供の学びに必要な不可欠な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備を支援



2 幼児教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援



3 認定こども園等の業務体制への支援



- (1) 認定こども園等に移行する準備に必要な経費を支援
- (2) 認定こども園等の園務の平準化に必要な経費を支援

4 ICT環境整備の支援 ※

幼児教育の質の向上に向け、教育に係る資料の電子化に必要なICT環境の整備に係る費用を支援



対象
校種

- 1 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園
- 2 幼稚園、認定こども園、保育所
- 3 幼稚園、幼稚園型認定こども園
- 4 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園

主な
対象
経費

- 1 物品等の購入費
- 2 研修参加費
- 3 事務職員雇用費
- 4 端末・システム導入費

実施
主体

都道府県

補助
割合

国 1/2 等

※幼児教育の質の向上のため緊急環境整備の一部及びICT環境整備支援については令和5年度補正予算で措置

担当：初等中等教育局幼児教育課

私立幼稚園施設整備費補助金

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

5億円
5億円）



文部科学省

令和5年度補正予算額

23億円 ※

現状・課題・事業内容

緊急の課題となっている**国土強靱化**の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**防犯対策**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費に対する補助を実施する。また、**子育て支援**の更なる充実を図るため**預かり保育**などに幼稚園として取り組むために必要な環境整備を促進する。

- | | | |
|----|-----------|---|
| 1 | 耐震補強※ | … 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化 |
| 2a | 防犯対策 | … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置 |
| 2b | 特別防犯対策※ | … 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備
(R5-R7：補助率の嵩上げ1/3→1/2による促進) |
| 3 | 新築・増築・改築※ | … 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築 |
| 4 | アスベスト等対策 | … 吹き付けアスベストの除去等 |
| 5 | 屋外教育環境整備 | … アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備 |
| 6 | エコ改修※ | … 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修 |
| 7 | 内部改修※ | … 預かり保育等のための園舎の改修（間仕切り設置、空調整備等） |
| 8 | バリアフリー化 | … スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備 |



対象校種	私立の幼稚園	補助割合	国 1/3、事業者 2/3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強 特別防犯対策 国 1/2、事業者 1/2
実施主体	事業者（学校設置者）	対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

※ 耐震補強、改築、内部改修の一部及び特別防犯対策、エコ改修については令和5年度補正予算で措置